

第四〇回

参第一二号

労働基準法の一部を改正する法律（案）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「百分の六十」を「百分の八十」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

理 由

就業しなかつた労働者について平均賃金の額が実際の賃金の日額に比して著しく低く算定される場合があることにかんがみ、このような場合における平均賃金の額と実際の賃金の日額との均衡が失われることがないように算定の方法を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。